

令和4年2月10日

青森市政記者会 様

青森市農業委員会事務局長

懲戒処分について

本事務局職員を地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分としたので、別紙のとおりお知らせいたします。

【問合せ先】

青森市農業委員会事務局

分室長 佐藤

電話：0172-62-1148

別紙

## 農地台帳データ等の私的使用について

### (1) 事案の概要

農業委員会事務局で管理している「農地台帳データ」及び「農地台帳システム航空写真」を、職務の用以外の用に供する目的で収集したもの

### (2) 被処分者及び処分量定

事務局分室 主幹 (50歳代 男性) 減給 1/10 3月

#### 【量定判断要素】

- ・ 個人情報を自己の利益を図るために使用したこと
- ・ 上司等への報告を怠ったこと

### (3) 処分日

令和4年2月10日